

まちづくりセンター使用料等

1. 利用案内

開館時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
休館日	【土曜日、日曜日】【国民の祝日】【12 月 29 日～1 月 3 日】
利用手続き	詳しくは各まちづくりセンターへお問い合わせください。
利用時間	午前 8 時 30 分～午後 10 時 00 分

2. 施設使用料

令和6年4月1日より、まちづくりセンターの使用料を改定します。

室名	施設使用料
	1時間単位
会議室	200 円
和室	200 円
調理室	200 円
集会室	400 円
大ホール ※温泉津のみ	1,100 円 (550 円)

※市外者使用の場合〔10割加算〕

※営利目的使用の場合〔10割加算〕

※入場料徴収使用の場合〔20割加算〕

※午前 8 時 30 分～午後 10 時 00 分外の使用の場合〔2割加算〕

※ 2 日以上の使用で、原状回復せず施設を占用の場合〔5割相当額を算定〕

※冷暖房設備使用の場合(温泉津まちセン大ホールのみ 5割加算)

【営利目的使用とは】

展示商談会や即売会、見本市など、現場で販売や契約などを行うこと。

【令和6年4月改定の主な内容】

・「まちづくり活動の推進に資する事業の利用」は施設料無料(冷暖房料は徴収)となっていた減免規定を改定し、5割減免(冷暖房料は施設使用料に含む)となります。

・市内在住の子どもの活動による施設使用料は無料とします。

・地域運営組織※主催事業による施設使用料は無料とします。

※地域運営組織:持続可能なまちづくりを目的として地域住民の相互の連携のもと設立された組織で、当該地域のまちづくりセンター長が認定した団体

3. ガス、水道料金等の設備使用料

(1時間当たり)

項目	ガス・水道・電気窯等	灯油ストーブ/台
調理室使用時 設備使用料	300 円	— 円